

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
12月3日
(火曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………三

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の変更の届出（厚政課）……………七

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の変更の届出（厚政課）……………七

道路の区域の変更（道路整備課）……………八

○公告

国土調査の成果の認証（政策企画課）……………八

電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路整備課）……………九

宇部都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）……………九

柳井都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）……………九

山口県告示第三百三十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年十二月三日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和六年十二月三日

山口県知事 村岡嗣政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 UBE株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 UBE株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 特定施設に関する事項
三 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法		
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当た りの使用 時間
四七ーロ	〇・〇一 (m ³ /日)	令和七、 一	令和七、 三〇	令和七、 一	断 続	二四時間
四七ーハ	〇・一五 (m ³ /日)	〃	〃	〃	〃	変動なし
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四七ーホ	五五四 (N m ³ /時)	〃	〃	〃	連 続	〃

備考 「四七ーロ」、「四七ーハ」及び「四七ーホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

[illegible]

設活性炭吸着処理施				中 和 槽				設活性炭吸着処理施				中 和 槽				設活性炭吸着処理施			
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
七		七		七		〇・一五		七		七		七		〇・一五		七		七	
八ゝ六		八ゝ六		八ゝ六		〇・〇五 〇・三ゝ		八ゝ六		八ゝ六		八ゝ六		〇・〇五 〇・三ゝ		八ゝ六		八ゝ六	
二〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇		二〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇		二〇		一〇〇	
四〇		一二〇		一二〇		一二〇		四〇		一二〇		一二〇		一二〇		四〇		一二〇	
一五		五〇		五〇		五〇		一五		五〇		五〇		五〇		一五		五〇	
四〇		八〇		八〇		八〇		四〇		八〇		八〇		八〇		四〇		八〇	
二		二		二		二		二		二		二		二		二		二	
一〇		一〇		一〇		一〇		一〇		一〇		一〇		一〇		一〇		一〇	
二〇		二〇		二〇		二〇		二〇		二〇		二〇		二〇		二〇		二〇	
二		二		二		二		二		二		二		二		二		二	
四		四		四		四		四		四		四		四		四		四	
八		八		八		四		一八		一八		一八		一〇		二四五		二四五	
八		八		八		四		一八		一八		一八		一〇		二九七		二九七	

No. 13 排 水 口		No. 5 排 水 口		No. 3 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項 目	
七		〃	七・五	〃	七・六	〃	七	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
八・六		〃	〃	〃	〃	〃	九・六	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
二〇		〃	一一・五	〃	一五・九	〃	二・五	通 常 最 大	浮遊物質質量 (mg/l)
四〇		〃	四五	〃	四四	〃	五	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)
一五		〃	五・九	〃	一六	〃	四	通 常 最 大	窒 素 (mg/l)
四〇		〃	〃	〃	〃	〃	二五	通 常 最 大	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値
二		〃	一	〃	一・五	〃	二・五	通 常 最 大	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m³)
一〇		〃	五	〃	一一・五	〃	一・一	通 常 最 大	
二〇		〃	五〇	〃	五三	〃	四	通 常 最 大	
二		〃	〇・〇五	〃	〇・一四	〃	〇・〇五	通 常 最 大	
四		〃	〃	〃	〇・三	〃	〇・一	通 常 最 大	
八八		〃	九、五三八・八一〇、二五一・六	〃	四一、四一六・七四五、〇八四・九	〃	一、三六九・二六、五六七・二	通 常 最 大	
一〇八		〃	〃	〃	〃	〃	〃	通 常 最 大	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

設 活 性 炭 吸 着 処 理 施 設				中 和 槽			
処 理 後		処 理 前		処 理 後		処 理 前	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
七		七		七		〇・一五	
八・六		八・六		八・六		〇・三・五	
二〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇	
四〇		一二〇		一二〇		一二〇	
一五		五〇		五〇		五〇	
四〇		八〇		八〇		八〇	
二		二		二		二	
一〇		一〇		一〇		一〇	
二〇		二〇		二〇		二〇	
二		二		二		二	
四		四		四		四	
一二		一二		一二		六	
一二		一二		一二		六	

山口県告示第三百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和六年十二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

サンキ・ウエルビー株式会社

広島市西区商工センター六丁目一番一―号

二 訪問看護ステーション等の名称及び所在地

変更 名称 所在地

サンキ・ウエルビー訪問看護ステーション宇部

宇部市西岐波四四一―二

変更年月日

令和六年十月一日

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社いぶき

宇部市大字東岐波四七一一の二

二 訪問看護ステーション等の名称及び所在地

変更 名称 所在地

ライフステップ創訪問看護ステーション

宇部市妻崎開作一〇一四の三

変更年月日

令和二年二月一日

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社f

長門市西深川四〇五三の三

二 訪問看護ステーション等の名称及び所在地

変更 名称 所在地

訪問看護ステーションf

長門市東深川一三六五の一一

変更年月日

令和三年九月一日

山口県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和六年十二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 居宅介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地

サンキ・ウエルビー株式会社

広島市西区商工センター六丁目一番一―号

二 居宅介護事業所の名称及び所在地

変更 名称 所在地

サンキ・ウエルビー訪問看護ステーション宇部

宇部市西岐波四四一―二

事業の種類

訪問看護

変更年月日

令和六年十月一日

一 介護予防事業者の名称及び主たる事務所の所在地

サンキ・ウエルビー株式会社

広島市西区商工センター六丁目一番一―号

二 介護予防事業所の名称及び所在地

変更 名称 所在地

名称 所在地

変更 名称 所在地

訪問看護ステーションf

長門市東深川八七六の一

サンキ・ウエル
ビイ訪問看護ス
テーシヨン宇部
の二
宇部市西岐波四四二

サンキ・ウエル
ビイ訪問看護ス
テーシヨン宇部
の
宇部市西岐波四四二

三 事業の種類

介護予防訪問看護

四 變更年月日

令和六年十月一日

山口県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十二月三日から一週間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月三日

山口県知事 村岡嗣政

道路の種類
県道

路線名 大島環状線

道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
大島郡周防大島町大字西安下庄字小浦三	四八六の六地先から同大字字前黒磯一	旧	最狭 一・四・七	五五〇・九	
同郡同町	同六地先まで		最狭 五・七・八	三三四・九	
大島郡周防大島町大字西安下庄字小浦三	四八六の六地先から同大字字前黒磯一	新	最狭 四・九・七	八六・八	
同郡同町	同六地先まで		最狭 一・九・六	一二〇・三	
大島郡周防大島町大字西安下庄字根長三	四八六の六地先から同大字字前黒磯一		最狭 四・九・七	七四・六	ダブルウエイ
同郡同町	同六地先まで		最狭 五・七・八		

道路の種類
県道

道路の区域 路線名 大野南長迫線

熊毛郡平生町大字佐木上藤波一四〇の一地区から同大字字長迫一四四五の二地先まで		区	間
新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)
最狭 二〇・八	最狭 一四・五		延 (メートル)長
最広 二六・九	最広 二六・九		備考

道路の種類 県道

路線名 光井島田線

道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
光市大字島田字猪河内八七〇の四地 先から 同市同大字同字一一七〇の一地先ま で	旧	最狭 最広	一七・三 一七・七	六八五・九	
光市大字島田字猪河内八七〇の四地 先から 同市同大字字上山近八一〇の一地先 まで	新	最狭 最広	一六・二 一六・三	二七八・五	
光市大字島田字上山近八一〇の一地 先から 同市同大字字鬼塚一一四三五の一 地先まで	新	最狭 最広	一四・四 一八・四 及び	二四八・八 及び 一〇四・三	ダブルウェイ
光市大字島田字鬼塚一一四三五の一 地先から 同市同大字 同字一一七〇の一地先 まで	新	最狭 最広	一八・一 五二・〇	一一六・五	

(一九五) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和六年十二月三日

山口県知事
村岡嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下松市	令和四年二月二十二日から令和六年二月十三日まで	下松市地籍図 下松市地籍簿	大字河内の一部

二 認証年月日

令和六年十二月三日

(一九六) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

令和六年十二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類	路線名	区 間
県 道	防府環状線	防府市大字新田字田否附四二九の一四地先から 同市 同大字 同字四三五四地先まで

(一九七) 宇部都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る宇部都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和六年十二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画道路三・四・十三東海岸線

二 都市計画を変更する土地の区域

宇部市明神町三丁目、明神町二丁目、明神町一丁目、八王子町及び岬町三丁目

三 変更の内容

位置、区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和六年十二月三日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び宇部市都市政策部都市計画課

(一九八) 柳井都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、柳井都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る柳井都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和六年十二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画道路三・四・二柳井新庄線

二 都市計画を変更する土地の区域

柳井市古開作

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和六年十二月三日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画・建築課

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画道路三・五・九境開下馬皿線

二 都市計画を変更する土地の区域

柳井市古開作、中央三丁目及び柳井

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和六年十二月三日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画・建築課

一 都市計画の種類及び名称

柳井市都市計画道路三・五・十三東条線

二 都市計画を変更する土地の区域

柳井市柳井

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和六年十二月三日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画・建築課

令和六年十二月三日印刷
令和六年十二月三日発行

発行人所

山口県知事庁